

# ☆「流星群の夜に」☆

6月8日(土)～9月1日(日)まで

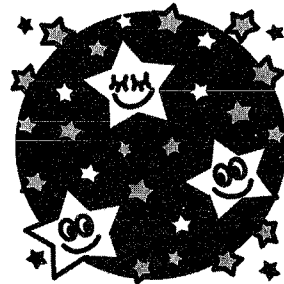
流れ星ってどうして流れるのだろう？今回の番組では、アニメによる物語の中で、流星群の見方や流れ星の正体を解説し、美しい夏の星座や星空を紹介します。

毎年、お盆の時期を中心として活動を繰り広げるペルセウス座流星群をとりあげています。この番組をご覧になった後、みなさんも次々と飛ぶ流れ星を観測してみたいと思います。

## 料金

項目	大人	小・中学生
入館料	510円	310円
入館料+プラネタリウム料	710円	410円

※ 幼児、障害者手帳をお持ちの方は無料です。



## 6月の休館日は

3日(月)、10日(月)、17日(月)、18日(火)、24日(月)です。

# 2002FIFAワールドカップ 新潟開催の交通アクセス

6月1日(土)、3日(月)、15日(土)、新潟スタジアムで2002FIFAワールドカップが開催されます。

試合開催日は、安全で円滑な輸送を確保するため、次のご協力をお願いします。



## 観戦者の皆さまへ

- 新潟スタジアム周辺にはマイカーの駐車場はありません。
- 新潟スタジアムまでのアクセスについては、「新潟輸送案内センター」にお問い合わせください。  
☎ 0570-0-2002-1 (24時間テープ案内)  
☎ 025-290-5511 (午前10時から午後7時)  
FAX 025-290-5522 URL <http://www.pref.niigata.jp/worldcup/>

## 当日は……

- 新潟駅南口周辺や新潟スタジアム周辺では、交通規制が行われます。
- 交通混雑緩和のため、マイカー等の利用を控え、バス・電車等の公共交通機関を利用してください。
- 観戦チケットをお持ちでない方は、新潟スタジアムに隣接する県立スポーツ公園の利用はできません。

## 試合日時

6月1日(土) 午後3時30分～  
6月3日(月) 午後3時30分～  
6月15日(土) 午後8時30分～

## 問い合わせ先

新潟県ワールドカップ推進局推進課  
☎ 025-280-5272

## 国民健康保険からのお知らせ

**限度額を超えると申請により一部負担金が戻ってきます**  
お医者さんにかかったときの一部負担金が限度額を超えたとき、申請すれば超えた分が高額療養費として支給されます。

## 高度療養費の支給

同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で次の表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた額が支給されます。

### 限度額(月額)

住民税課税世帯	上位所得者	<b>121,800円</b> (さらに、実際にかかった医療費が609,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を121,800円に加えます。)
	上位所得者以外の人	<b>63,600円</b> (さらに、実際にかかった医療費が318,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を63,600円に加えます。)
住民税非課税世帯等		<b>35,400円</b>

★上位所得者とは、保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の人のことです。

### 例 夫が入院して150,000円支払った場合

[住民税課税世帯で上位所得者以外の一般国保加入者(3割自己負担)]

▶実際にかかった医療費は150,000円 ÷ 3 × 10 = 500,000円

$$\begin{array}{r} \text{一部負担金} \\ 150,000円 \end{array} - \begin{array}{r} \text{限度額} \\ 63,600円 + (500,000円 - 318,000円) \times 1\% = 65,420円 \end{array} = \mathbf{84,580円}$$

▲高額療養費として支給されます。

## こんな場合にも支給されます

### 1つの世帯で合計額が限度額を超えた場合(世帯合算)

1つの世帯で、同じ月内に一部負担金を30,000円以上(住民税非課税世帯等は21,000円以上)支払った場合が2回以上あったとき、それらの額を合算して限度額を超えた額が支給されます。

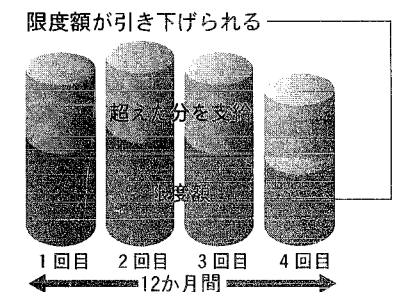
それぞれ30,000円(住民税非課税世帯等は21,000円)以上負担



### 12か月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)

1つの世帯で、12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降は、次の表の限度額を超えた額が支給されます。

住民税課税世帯	上位所得者	<b>70,800円</b>
	上位所得者以外の人	<b>37,200円</b>
住民税非課税世帯等		<b>24,600円</b>



## 高額療養費の計算のしかた

1. 月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとに計算
2. 各医療機関ごとに別々に計算(診療科ごとに計算する場合があります)
3. 同じ医療機関でも入院と外来、歯科と他の診療科は別々に計算。ただし、入院時に歯科以外の科で診療を受けたときの一部負担金は合算
4. 院外処方箋で調剤を受けたときは一部負担金に合算
5. 入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外